

# 一般財団法人世田谷トラストまちづくり危機管理規程

平成18年4月1日

世トま規程第4号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、個人情報漏洩、その他業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本財団における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。
- (2) 危機管理委員会 危機管理に関する方針を審議策定する委員会をいう。

## 第2章 危機管理委員会

(設置)

第3条 本財団に、一般財団法人世田谷トラストまちづくり危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第4条 委員会は、本財団の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項
- (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項
- (3) その他危機管理に関し必要な事項

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 事務局長
- (4) 住まいづくり課長
- (5) トラストみどり課長
- (6) 地域共生まちづくり課長
- (7) その他必要に応じて理事長が委嘱する者

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長をもって充て、副委員長は常務理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(権限)

第9条 委員会は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の財団組織における職務権限に基づき事務を処理する。

(専門委員会)

第10条 委員会は、特定事項について検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会について必要な事項は、委員会が定める。

(理事長の出席)

(委員以外の者の出席)

第11条

削除

第12条

委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 補則

(庶務)

第13条 危機管理及び委員会に関する庶務は、住まいづくり課が処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は理事長が定め、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。